

付印
6

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

和 東 町 長		給与支払報告書 (特別徴収義務者)		名 称 (氏名)		担 当		係		特別徴収 指定番号	
年 月 日 提出		所在地 (住所)				氏 名		5 年 度 指定番号		特別徴収 指定番号	
フリガナ		新 姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額 月分から 月分まで		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 月分から 月分まで		異動年月日	
給与所得者		個人番号 1月1日 現在		円		円		円		年 月 日	
住所		異動後								異 動 の 事 由	
◎納税者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。										1 転勤 2 退職 3 死亡 4 欠勤 5 長 6 その他	
新しい勤務先の 名称及び所在地		所在地 〒		特別徴収指定番号		電話番号		()		新しい勤務先へは月割額 月分(翌月10日納期限)から徴収するよう 連絡済です。	
◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。										円を	
一 括 徴 収 す る 場 合		徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)		円		備 考					
理 由		1 異動の日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動の日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 本人の印								左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。 (翌月10日納期限)	
徴 収		一括徴収しない場合 ◎異動の日が1月1日から4月30日までの場合は原則、一括徴収してください。									
理 由		1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払いがないため。 3 死亡による退職のため。									
		旧 特別徴収処理欄		5 年 度		月分以降 の月割額は		1 特別徴収義務者(区)を変更 2 普通徴収へ一括徴収 3 その他 4 特別徴収義務者(区)を変更 5 普通徴収へ切替 6 その他		点 検	
		6 年 度				月分以降 の月割額は		1 2 3 2 3 4		点 検	

注 意 事 項 等

1 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。

提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 太線枠内のみ記入してください。

3 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。

A	B	C	D	E	F